

大雪山国立公園松仙園地区適正利用推進協議会（第4回）

議事概要

平成31年3月19日（火）15:30～17:00

上川町役場 大会議室

1. 開会
2. あいさつ 環境省北海道地方環境事務所国立公園課 柳川課長補佐
3. 議事

会長が欠席のため、環境省北海道地方環境事務所国立公園課柳川課長補佐が会長代理として議事を進行。

(1) 松仙園地区に関する今後のスケジュールについて

資料1：松仙園地区に関する今後のスケジュールについて

(事務局)

○資料1に基づき、これまでの経緯、今後のスケジュール、整備予定内容について説明。

○あわせて、第1回協議会で説明したとおり、供用開始後2年程度経過した後に、仮に、利用者が急増し、かつ、その増加が原因で植生が荒廃している場合は、利用調整地区の指定について検討することになる旨説明。

(旭川山岳会)

○資材はどこに集積しているのか。

(事務局)

○二ノ沼や雪田植生等、各地点の近くに生育しているササの上にシートを敷いて分散して置いてある。

(北海道大学大学院農学研究院愛甲准教授)

○本歩道の供用開始についての周知や広報をいつ、どのように行うのか。時期をスケジュールの中に入れておいた方がよい。2020年1月の協議会において、周知や広報についてしっかりと話し合うのはどうか。

(事務局)

○誰に対し、どのように周知していくかという検討は必要と考えている。2020年1月の協議会で遅くないのであれば、協議会で議論した上で情報を出して行きたい。

(北海道大学大学院農学研究院愛甲准教授)

○供用開始が2020年7月であれば、2020年1月はちょうどその半年前にあたり、タイミングとしては妥当と思う。

(株式会社りんゆう観光)

○道道の復旧が来年度の8月中旬と聞いているが、7月～8月のモニタリングはどこから入るのか。

(事務局)

- 上川総合振興局旭川建設管理部からは、工事中の場合でも環境省が行う業務の関係者であれば特別に通行させてもらうことができると聞いている。もし、それができない場合は旭岳方面から入山する。

(2) 松仙園地区適正利用推進計画に基づくモニタリングの実施内容について

資料2：松仙園地区適正利用推進計画に基づくモニタリングの実施内容

(事務局)

- 資料2に基づき、「積雪モニタリング」、「利用による歩道周辺の自然環境への影響把握のための植生モニタリング」、「歩道整備及び利用ルール設定による植生の回復把握のための植生モニタリング」、及び「利用動向モニタリング」の内容について説明。

(大雪と石狩の自然を守る会)

- 前回の協議会で、四ノ沼南側の迂回ルートの岩稜帯にナキウサギの糞が見られたことを指摘したが、植物以外の動物、鳥類、昆虫、両生爬虫類などの調査についてはどのように考えているのか。

(事務局)

- モニタリングは植物を中心とすることとしているが、調査中に観察された動物類は適切に記録していきたい。

(北海道大学大学院農学研究院愛甲准教授)

- 植生のモニタリングは、いつ誰が行うのか。調査場所などは分かるようにしておくのか。また、調査結果を誰がいつどう評価するのか。供用開始前の1月の協議会でモニタリング結果を議論していいものなのか、スケジュールも決めておいた方がいい。モニタリング結果の評価は、富士田先生の御意見を聞いた方が良いのではないかと。

(事務局)

- 「利用による歩道周辺の自然環境への影響把握のための植生のモニタリング」については、時期は7月頃を予定している。調査場所はピンなど打って分かるようにしておく。環境省が調査会社に請負して実施する。調査会社からの結果をもとに環境省で自己評価して協議会でご意見伺う予定であったが、植生の専門家に意見を聴くことについては考えてみたい。供用開始1年目の協議会は11月を予定しているが、もし、影響が出た場合にはさらにその次の年の対応について検討が必要なので、前倒しができるのであればできるだけ前倒したいと思う。
- また、「歩道の整備及び利用ルールの設定による植生の回復効果把握のための植生モニタリング」については、植生の回復があまりにも遅ければ、積極的な植生復元も必要になってくると考えるが、まずは、「利用による歩道周辺の自然環境への影響把握のための植生のモニタリング」に力を入れ、これが落ち着いたところに着手したい考え。

(北海道大学大学院農学研究院愛甲准教授)

- 四ノ沼の道は南の岩稜帯を通るルートとなっているが、利用が始まる7月に残雪がある場合は利用者を適切に誘導しないと四ノ沼の中に入ってしまう可能性がある。利用者への指導や

巡視をどうするのかは今後の課題で、利用者数のカウント以外にルートを外さないで歩いているかのモニタリングも必要と思う。

(3) 松仙園地区適正利用推進計画の普及啓発素材について

資料3：松仙園地区適正利用推進計画の普及啓発素材（案）

（事務局）

- 資料3に基づき、普及啓発素材（チラシ）の内容を説明。
- 電子媒体、紙媒体、現地などで広く周知したいと考えている。
- 裏面で使用している紅葉の写真について、もしより良い写真をお持ちであれば提供いただきたい。

（株式会社りんゆう観光）

- 表の図面にコースタイムを入れてはどうか。
- 愛山溪温泉の管理は期限付きの契約に基づき行っているの、裏面に掲載されている愛山溪温泉のホームページについては、上川町役場のホームページに掲載してはどうか。

（事務局）

- 了解。チラシの作成者は環境省上川自然保護官事務所として記載したい。

（北海道大学大学院農学研究院愛甲准教授）

- チラシには、大雪山国立公園適正利用協議会の計画に基づいて利用のルールが定められているといった趣旨の表現を入れた方がよい。
- 地図にはコースタイムの他、スケールも追記した方がよい。
- 「問合せ先」も入れた方がよい。
- 冒頭に「大雪山国立公園」という文言を入れた方がよい。
- 「愛山溪登山口」から「松仙園登山口」までの間の林道には、車で侵入できるという誤解が生じないか心配。林道が表記され、かつ、「松仙園登山口」以降に通行止めの印がついているので、誤解される可能性がある。例えば、「松仙園登山口」を「松仙園入口」に変更することにより、「愛山溪登山口」から先は徒歩であることを示してはどうか。
- 英語のチェックは十分なされているのか。

（事務局）

- 車両で侵入できるという誤解が生じないような表現ぶりについて検討したい。
- 英語の表記については、現地に設置予定の案内看板と同様の内容としているが、当該看板の原稿についてはイティブチェック済であるものの、再度確認したい。
- ドローンに関する記述は問題なさそうか。

（上川総合振興局南部森林室）

- 表現は特段問題ない。
- 最近旭岳でドローン飛行させようとする者が多くなっている。また、申請せずに小さなドローンを荷物に入れて持ってくる例もあるようだ。

（大雪と石狩の自然を守る会）

- 最近外国人のドローンが多いのではないかと。国立公園でドローンを利用できるという状態

は、世界の国立公園の状況から見て適切なのかという観点から検討してはどうか。

(北海道大学大学院農学研究院愛甲准教授)

- 3～4年前に前の自然保護官の時に大雪山でのドローンガイドラインを決めようという話があった時に、海外事例などをまとめた業務を実施していたはず。

(上川山岳会)

- 9月30日で歩道を閉鎖してしまうと、紅葉の美しい様子が見られないかもしれない。

(事務局)

- この2年間、松仙園は10月ごく初めに降雪があり、真っ白になっているので、とりあえずは9月30日で閉める運用で開始したい。

(北海道大学大学院農学研究院愛甲准教授)

- 残雪や降雪で開放期間が前後で短くなる可能性はあるのか。
- 大雨などで閉鎖する可能性があるのであれば、適正利用推進計画の中に「天候次第で閉鎖する」書いておいてはどうか。

(上川山岳会)

- 道道銀泉台も閉鎖日は原則として決まっているが、実際には、その年の降雪状況などに応じて柔軟に閉鎖日を変更しているの、そのような対応がよいのではないか。

(株式会社りんゆう観光)

- 大雪山国立公園内の他の登山道では、利用期間を限定していないので、松仙園が特別な場所であるから利用期間も期間限定されているというような説明があつてよいと思う。

(事務局)

- 期間については、先ず計画に定められた7月14日～9月30日で始めたい。
- ただし、災害等の場合は、急遽お知らせを出して、計画の規定にかかわらず閉鎖することを、どうしても行う必要が生じてくると思う。そうであれば、その旨を計画に記載してもよいと思う。

(4) その他の意見

(株式会社りんゆう観光)

- 昨年、(村雨の滝付近の)雪渓で滑落事故がありましたが、入口を管理委託されている者として、一番心配しているのは、クマとの遭遇事故。雪渓の情報と同じようにクマ遭遇に関する情報もしっかりと出していかなければならないと思う。
- また、ナキウサギの生息状況やナキウサギの生息地での維持管理作業について情報を出して協議会として説明できるようにしておく必要がある。ナキウサギに高い関心を有する保護団体もいる。

(上川山岳会)

- ドローンに関する申請は、南部森林室に対してのみ行うものなのか。環境省に対しては必要なのか。事前に許可を取る人はいいいのだが、問題は無許可で飛ばす人間がいるということ。チラシにドローンの写真を掲載したらむしろ逆効果も考えられる。

(事務局)

○現在、自然公園法にはドローンの飛行に関する規制はなく、飛行させようとする者には注意事項を伝えているという対応をしている。法的に規制するには、法律改正や条例制定が必要であるが、そこまでの社会的な機運はないのが現状。

(上川総合振興局南部森林室)

○あえてチラシにドローン記載をしない方がよいかもしれない。

(大雪と石狩の自然を守る会)

○最初の1～2年は利用ルールの徹底が大変だと思う。特に入口ではりんゆう観光さんが一番最初に利用者に対応することになるので、関係機関でバックアップする体制が必要ではないか。

(事務局)

○歩道を管理する人員が、毎日現場にいる訳ではないので、どうしても、愛山溪温泉を担うりんゆう観光さんに頼らざるを得ない部分も出てきてしまうと思う。その点は改めてご協力お願いしたいと思うのと、維持管理の体制が具体的に決まってきたらりんゆう観光さんとも打合せもさせていただき、上手く運営できるようにしたいと考えている。

(上川町産業経済課)

○利用者指導やルール周知に関しては何ができるか、りんゆう観光さんと協議していきたい。

(上川総合振興局南部森林室)

○月刊「北海道経済」に東旭川町米飯地区から旭川峠を経て松仙園に至るかつての登山道を復活させようとする取組を紹介する記事が掲載されていたが、情報があれば教えてほしい。

(事務局)

○国立公園内については、公園計画として歩道が位置付けられていないので、取組を応援することは難しい。

○まずは、国立公園の手前で、現状でも徒歩利用可能な区間で、維持管理や活用を図り、本当にうまくいくのか検討することから始めてはどうかと考えている。